

契約変更理由書（第 2 回）

神戸市

工 事 名	長尾川改修工事（その 2）
設計変更後の工事概要 工事延長 L=77.0m 河川土工 1 式、護岸工 1 式、付帯道路工 1 式、構造物撤去工 1 式、仮設工 1 式 契約年月日 令和 7 年 9 月 25 日 完成期限 令和 8 年 7 月 8 日	
設計変更の理由 1 請負人からの発議による提案・協議により、ICT 活用工事が増工となる。 2 現場を掘削の結果、護岸を支える岩盤が当初の想定以上に風化しており、強度を満たしていないため、岩着基礎から土砂基礎に変更となる。 3 土砂処分について、発生した土砂が想定外の廃棄物や草根等が混在しており、工事間流用、環境局及び現場付近の処分場も受け入れが難しい状況であった。河川事業の土砂処理方針に基づき、工事期間中の仮置き措置にて相当期間の曝気や、廃棄物、草根の分別等を可能な限り措置を経た結果、草混粘性土として受け入れ可能な民間処分場へ変更する。 4 地元協議及び現地調査の結果、長尾川に接続する放流工を施工するうえで、それに接続する市所有青線水路が機能不全及び構造物破損が判明し、全面的な改修が必要となったことから放流工が一部増工となる。 5 借地していた畦畔等について、地元協議の結果、畦畔復旧の範囲及びそれに伴い仮設工範囲が増工となる。 6 現地精査の結果、その他諸数量を変更する。	